

## 遺言書の加除、変更

### 削除か破棄かの争いも



遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回する事ができます(民法1022条)。前の遺言と後の遺言の抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされ(同1023条①)、後の遺言が優先します。

遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなされます(同1024条)。ここでいう破棄とは、遺言書を焼却したり、細断したりするだけでなく、黒塗りするなどして文面を読めなくする行為も含まれます。

自筆証書遺言については、「加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない」(同968条②)として、既にある遺言書の文面に加除、変更することができるかとされていますが、方式に反した加除、変更は無効であり、変更前の内容の遺言の効力が存続することになります。

そのため、遺言書の文面に民法968条2項の方式によらない変更が加えられた場合、無効の変更として変更前の内容の遺言の効力が存続するのか、遺言書を破棄したとして遺言の撤回の効力が生じるのかが問題となることがあります。

遺言者が遺言書の文面全体の左上から右下にかけて赤色ボールペンで一本の斜線を引いた自筆証書遺言が遺言者の死亡後に発見され、方式に従わない削除をしたもので遺言の効力は維持されているとみるか、遺言書を破棄したとみるかが争われた裁判例があります。

原審の高裁は、斜線が引かれた後も遺言書の元の文字が判読できる状態である以上、遺言書を破棄したとはいえないと判断したのに対し、最高裁は、文面全体に一本の赤斜線を引くという行為の一般的な意味に照らせば、遺言書全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから遺言者が故意に遺言書を破棄したときに該当し、遺言を撤回したものとみなされるとの判断を示しました(最高裁平成27・11・20)。

遺言書は、遺言者が死亡した後に効力を発するものですから、その時点で遺言者本人の真意を確かめることはできません。遺言書の加除、変更、撤回などの遺言者の意思が明らかになるようにしておくことが肝要です。